

2025 年度 事業計画書

当協会は、協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、もって地域社会における農林漁業者、勤労者等の生活安定及び福祉の向上に貢献するという目的を達成するため、以下の事業を行います。

また、2023年12月国連総会での2025年を2012年に続く2回目の国際協同組合年（IYC2025）とする旨の決議を受けて発足した、日本協同組合連携機構（J C A）を中心とするIYC2025全国実行委員会に参画するとともに、当協会が実施している業務機能の有効活用により、協同組合の価値の普及・向上にむけた諸活動に積極的に関与し、協同組合が行う共済の基本的価値や社会的役割をより多くの方に周知します。

I. 調査・研究、人材育成支援、広報に関する活動

1. 調査・研究活動

（1）業務研究会の開催

共済事業の運営に資することを目的として、会員団体の関心が高く、共済事業に影響を与える可能性のある国内外の課題をとりあげ、会員団体の役職員を対象に研究会を開催します。

（2）共済理論研究会の開催

共済事業にかかる基礎理論の現代化および理論水準の向上を図ることを目的とした共済理論研究会について、近年の各種協同組合法の改正や保険・金融技術の伸展等の環境変化を踏まえ、研究会委員への各種情報提供や研究者との交流等により、研究活動のより一層の充実を図ります。また、IYC2025に関連した内容を報告テーマにとりあげます。

（3）共済事業にかかる認知度等調査の実施

共済事業が広く支持を得て発展するために必要な知見を求めることを目的とする共済事業にかかる認知度等調査について、時系列調査として継続するため運営の効率化に努めるとともに、2024年度に実施した調査結果の詳細分析を行い、報告資料を会員団体および共済理論研究会委員に提供するとともに、協会のホームページで公開します。

（4）国内外の協同組織や関係する組織との連携

① 国内外の協同組織との連携

国内外の協同組織との連携を図り、協同組合活動の発展にむけた取り組みを行います。国内においては日本協同組合連携機構（J C A）の活動に参画します。また、アジア・オセアニア協会（A O A）セミナーへの参加などを通じて、国内外の協同組合の取り組みを共有し、情報発信を行います。

② 生保協会、損保協会等との情報交換

共通する課題について、生命保険協会（生保協会）、日本損害保険協会（損保協会）等と情報交換を行います。

③ 関係する研究機関との連携

関係する研究機関と情報交換等を行い、連携を図ります。

(5) 会員団体間の協力・連携の促進

会員団体間における共通課題について、協力して取り組める事項を探るとともに、必要に応じた情報交換の場の設定等により、会員団体相互間の協力・連携を促進します。

(6) 「共済年鑑」の発信

おもな共済団体の事業概況をとりまとめた「共済年鑑」をW e b版化し、協会ホームページ上で発信します。

2. 人材育成支援活動

(1) 勉強会・研修会の開催

① 法令等に関する実務者勉強会の開催

会員団体の人材育成支援のため、法令等に関する対応力の向上を目的として、勉強会を開催します。

② 共済団体職員研修会の開催

共済団体の人材育成支援のため、実務に関するスキルの向上を目的として、研修会（「共済基礎」「生命共済支払査定」「火災共済支払査定（基礎）」「火災共済支払査定（ステップアップ）」「経理」「自動車共済支払査定（基礎）」「自動車共済支払査定（実践）」）を開催します。

(2) 共済団体が開催する研修会への支援

共済団体が開催する研修会を支援するため、研修資料の提供および講師の紹介等を行います。

3. 広報活動

(1) ホームページ等による情報発信

共済や協会についての認知度向上と理解促進を図るため、協同組合・共済や協会の事業活動等について、ホームページ、ニュースリリースを通して情報発信を行うとともに、会員団体には、会員専用ページコンテンツの閲覧を推進する取り組みを進めます。

また、「IYC2025」に関する協会特設ホームページを開設し、関連情報を発信します。

(2) 「IYC2025」に関するW e b 広告の出稿

協会の活動および協同組合共済事業への認知度向上を図るため、W e b 広告を出稿します。

(3) 日本共済協会セミナーの開催

協同組合・共済事業についての認知度向上を図るとともに、様々な社会問題を考えていくことを目的として、会員団体をはじめ、関係団体、組合員・一般消費者等に広く参加を呼びかけ、日本共済協会セミナーを開催します。

(4) 「日本の共済事業 ファクトブック」の発行

共済・共済団体の認知度向上と理解促進を図るため、おもな共済団体の事業概況や協会・会員団体の活動内容等について掲載したファクトブック（日本語版・英語版）を発

行します。

Ⅱ. Web 共済と保険

これまで冊子で発行していた「共済と保険」についてWeb化するとともに、「共済と保険、協同組合に関する理論と実務の研究誌」としての位置づけのもと、共済や保険に関する論考や実務に関する情報等を取りあげ、会員団体をはじめとする共済団体役職員への情報提供を目的としてホームページ上で毎月発信します。また、閲覧者の拡大に向けた取り組みをすすめます。

Ⅲ. 共済相談所

1. 共済相談・苦情解決業務の実施

利用者等からの共済に関する相談・苦情について、公正・適切な助言を行うとともに、会員団体の対応が必要とされる場合は、会員団体と連携して迅速な対応を図ります。

2. 紛争解決支援業務の実施

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづき法務大臣の認証を取得した紛争解決機関として、中立・公正な第三者で構成する審査委員会体制を構築し紛争解決支援業務を実施します。

3. 共済相談所態勢の整備

共済相談所業務を着実かつ効率的に遂行するため、相談苦情解決業務・紛争解決支援業務にかかる顧問弁護士相談、共済相談所内勉強会の実施や外部研究会への参加等、職員の専門性維持向上に努めます。

4. 会員団体への支援

（1）相談所連絡会の開催

会員団体・共済相談所における相談・苦情解決業務の近況報告、連携強化ならびに相談・苦情に対する対応力向上を目的とした相談所連絡会を開催します。

（2）会員団体との連携

共済相談所における相談・苦情への対応状況等について、会員団体と定期的な連携を行うことに加え、適宜個別連携による情報提供・意見交換を行い、紛争化の未然防止および円滑な相談・苦情対応支援を引き続き強化してまいります。

5. 利用者・外部機関に対する広報

共済相談所についての認知度向上と理解促進を図ることを目的として、ホームページに共済相談所の業務内容や利用案内を掲載するとともに、消費生活センター等へ共済相談所のリーフレットを配布します。

IV. 法制等政策課題

1. 法制度の改正動向等の把握と対応

各協同組合法、共済事業に影響のある保険業法や民法等の各種法制度および行政庁の監督指針の改正動向等を把握し、対応が必要な課題については会員団体と連携して取り組みます。

以 上